

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	個人番号利用事務の追加に伴う特定個人情報保護評価の実施結果及び庁内連携情報項目の追加について
----	--

内容は別紙のとおり

条例等の根拠

**【報告】**

新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号

(担当部課：子ども家庭部子ども総合センター、子ども家庭部保育課)

## 1 個人番号利用事務の追加の経緯

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令」が平成27年11月14日に公示され、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に関する事務が、新たに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める法定事務（以下「法定事務」という。）として規定された。

また、このことに伴い、区が独自に実施している一部の子ども・子育て支援事業に関する事務について、法定事務の類似事務として追加する必要性が生じた。

資料29-1「個人番号利用事務一覧」のとおり

## 2 特定個人情報保護評価の実施結果について

上記の法定事務及び区独自利用事務について、特定個人情報保護評価指針第5-2に基づき、特定個人情報保護評価のしきい値判断を行った。新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱に基づき、実施した評価書について、個人情報保護委員会へ提出する前に、本審議会へ報告する（資料29-2-1から29-2-5まで「特定個人情報保護評価書」のとおり）。

## 3 庁内連携する情報項目及び情報の範囲

資料29-3「庁内連携情報項目一覧」のとおり

## 4 利用開始時期

平成28年12月から

## 5 その他

本審議会へ報告後、区独自利用事務について規則で規定する。